

「酷暑乗り切り緊急支援」に伴うガス料金・電気料金の値引きについて

平素より西武ガスのガス・電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、経済産業省の「酷暑乗り切り支援（以下、本事業）」実施に伴うガス料金・電気料金の値引きを行います。なお、本事業による値引きに際して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

※西武ガス株式会社は東京ガス株式会社（小売電気事業者/登録番号 A0064）が販売する電気（低圧）を取り次ぎいたします。

当社の運用内容

1. 値引き単価（政府補助金単価）および適用月 （税込み）

年月(検針月)	2024年		
	9月検針分 (8月使用分)	10月検針分 (9月使用分)	11月検針分 (10月使用分)
ガス料金(1m ³ あたり)	17.5円		10.0円
電気料金 (1kWhあたり)	低圧	4.0円	2.5円
	高圧	2.0円	1.3円

(対象外となるお客さま)

- ・ガス料金：年間契約量が1,000万m³以上のお客さま、発電事業を営むお客さま（売電分）。
- ・電気料金：特別高圧電気をご契約のお客さま。

※上記の電気料金（低圧）のうち、需給開始日と需給開始日以降到来する検針日が同月となる場合は、その電気料金には前月下旬に確定する燃料価格を適用するため、翌月検針分の電気料金に適用される値引きを適用します。（例：2024年10月1日需給開始、2024年10月10日検針の場合、その電気料金には2.5円/kWhの値引きを適用）

2. 標準家庭における影響額 （税込み）

	2024年9月・10月検針分	2024年11月検針分
ガス料金	17.5円×30m ³ = 525円	10.0円×30m ³ = 300円
電気料金(低圧)	4.0円×400kWh = 1,600円	2.5円×400kWh = 1,000円

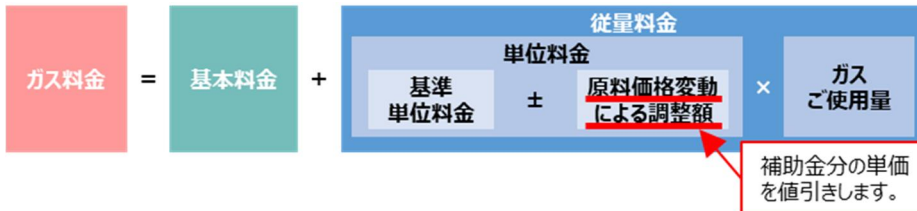
※上記は、月あたりガス使用量30m³、電気使用量400kWhの場合の計算例です。

※実際のお客さまへの値引き額は、上記にならない「値引き単価」×「ご使用量」にて計算できます。

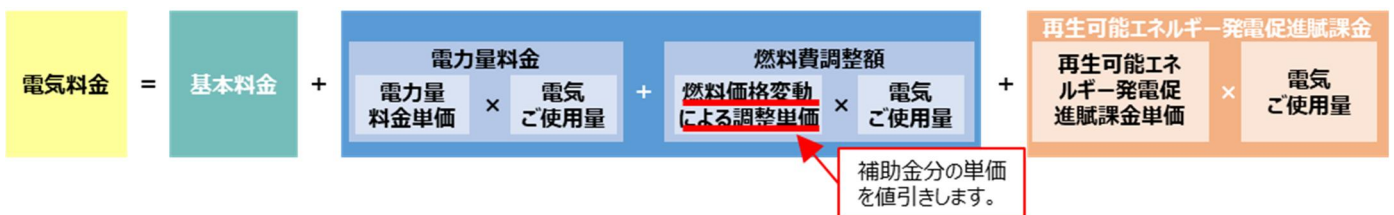
3. 補助金を適用した値引きの方法（算定式）

ガスは、単位料金を算定する際の「原料価格変動額による調整額」から補助金分を差し引いております。電気は、燃料費調整額を算定する際の「燃料価格変動による調整単価」から補助金分を差し引いております。

<ガス料金の補助金適用イメージ>



<電気料金の補助金適用イメージ>



4. 値引額の確認方法

検針票やポータルサイト『My 西武ガス』には、補助金分を予め値引きした単価にて算定した料金を掲載いたします。補助金分として値引きした金額は「補助金による値引き単価」×「ご使用量」にて計算できます。

<検針票への記載イメージ（ガスの場合）>

『ご使用量』をご確認いただけます。

補助金分を値引きした単位料金を記載します。

『検針月』をご確認いただけます。

『補助金による値引き単価』を記載します。

※ガスは、「従量料金」に補助金分を差し引いた金額を掲載いたします。

<毎月適用する単価のお知らせ>

補助金適用前後の調整単価は、当社または東京ガスホームページで公表する予定です。

当社・東京ガスホームページ

- ・ ガス料金の調整単価：下記 URL の「一般ガス料金表」
- ・ <https://seibugas.com/>
- ・ 電気料金の調整単価：下記 URL の「燃料費調整制度」(東京ガスのホームページにリンクします)
<https://home.tokyo-gas.co.jp/power/ryokin/tanka/index.html#chousei>

5. 本事業に関するお問い合わせ先

問い合わせ先	連絡先	受付時間
経済産業省	電気・ガス料金支援 お問い合わせ窓口 0120-013-305	平日：9:00～17:00

※事業概要は、以下のページよりご確認ください。

経済産業省 HP：<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

※本事業による値引きを受けるにあたってのお客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

6. その他の留意事項

<ガス料金と電気料金の適用月について>

ガス・電気ともに当社とご契約のお客さまにおいては、検針のタイミングが異なることにより、ガス料金と電気料金で、値引きが開始される請求月に差が生じる場合があります。(値引きが終了する請求月にも同じ差が生じますので、どのお客さまにも同じ月数の値引きを適用いたします)

お客さまの検針月は、検針票やポータルサイト『My 西武ガス』における「ガス契約明細」の「ガス検針日」及び「電気契約明細」の「電気検針日」よりご確認ください。

(例) ガス料金 2024 年 9 月検針分と電気料金 2024 年 8 月検針分を 2024 年 9 月に請求する場合

⇒2024 年 9 月請求分では、ガス料金には補助金分の値引きが適用されておりますが、電気料金には適用されていません。電気料金には 2024 年 10 月請求分 (9 月検針分) 以降、値引きが適用されます。

	2024年6月			2024年7月			2024年8月			2024年9月		
ガス												
電気												請求

お客さまへの請求料金に関しては、当社窓口（下記）までお問い合わせください。

※ お客様が本事業による値引きをお客さまが受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

■当社窓口：042-973-2768 受付時間 平日 9:00～17:00 (年末年始を除く)

以上